

プラマーク容器包装物分別啓発事業

# プラマーク容器包装物分別収集 説明会資料



## 説明の内容

1. はじめに プラマーク容器包装物とはー
2. プラマーク容器包装物の出し方
3. プラマーク容器包装物Q & A
4. ごみの減量化・再資源化にご協力ください

宇治田原町

## 1 【はじめに –プラマーク容器包装物とは–】

本町では、現在、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、容器包装リサイクル法）の対象となっているプラスチック製容器包装廃棄物については、平成10年度からペットボトル、平成13年度からは発泡スチロール・食品発砲トレーの分別収集を実施しています。

現在、城南衛生管理組合では、粗大ごみ処理施設の更新に併せて、ペットボトルや発泡スチロール以外のプラスチック製容器包装物を資源化するための施設の建設を進めています。城南衛生管理組合構成市町においても、更なるごみの減量化、再資源化などを図るため、当該施設の稼働にあわせ、新たにその他プラスチック製容器包装物（プラマーク容器包装物）の分別収集を実施するものです。

平成27年1月から、町が収集するすべての家庭ごみについて、「プラマーク容器包装物」として分別していただきますようお願いいたします。



プラマーク

### 容器包装リサイクル法とは

家庭から出るごみの中で、“容器包装廃棄物（プラスチックごみ）”は、容量で約60%を占めています。この“容器包装廃棄物”を資源化するために容器包装リサイクル法が制定されています。

この法律は、「消費者(みなさん)がごみを分別し出す」→「自治体(町)がごみを収集し保管する」→「容器包装を製造もしくは利用する「事業者」がリサイクルの義務を負う」役割分担が定められています。そのため、「プラマーク」はこれらの事業者がリサイクル費用を負担している証として、対象とする容器包装に表示されています。

### プラマーク容器包装物とは

商品を入れたり包んだりしているプラスチックやビニール製の「容器」や「包装」で、プラマークが付いているものをいいます。国では簡単に見分けられるように平成13年4月1日から識別マークを表示することを義務付けました。一部プラマークが付いていない（構造上の理由などで表示を免除されている）ものもありますが、基本的にはこのマークを目印にしてください。

## プラマーク容器包装物の対象となるプラスチック類

### ボトル類

食用油・ソース・醤油などの容器、シャンプー、リンス、洗剤、化粧品の容器など



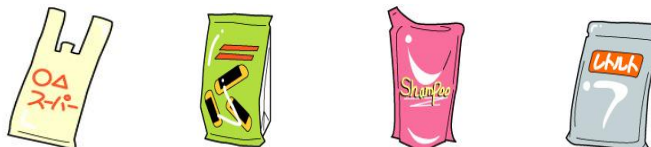
### カップ・トレイ類

カップめん、豆腐、弁当箱などの容器、卵のパック、プリンのカップ、食品トレイ など



### 袋類

レジ袋、お菓子やパン、インスタントラーメンの外装、販売弁当や魚などがのっているトレイのラップ、トイレットペーパーの外装、衣料品の袋 など



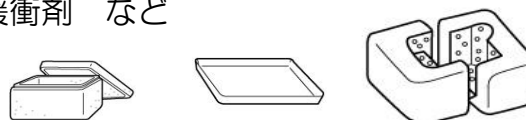
### チューブ・ふた類

マヨネーズ・ケチャップ・わさびなどのチューブ、歯磨き粉・化粧品などのプラチューブ、びんや調味料のフタ、野菜ネット、錠剤の包装シート など



**発泡スチロール**(これまでは資源物として分別していましたが、平成27年1月からプラマーク容器包装物として分別していただく事となります)

食品発泡トレイ・発泡スチロール・緩衝剤 など



同じプラスチック製のものでも、容器や包装でない商品そのもの（例:シャープペン、おもちゃ、バケツ、ビデオテープ、CDケースなど）は対象となりません。今までどおり“燃やさないごみ”へ出してください。

## 2【プラマーク容器包装物の出し方】

### ①プラマークを確認する

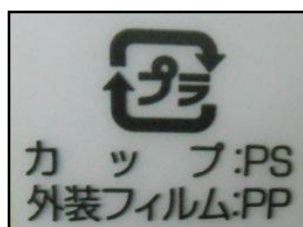
- 分別対象となるプラスチック製の容器包装には「プラマーク」がついています。マークは袋本体やラベル、フタなどについていますので、探してみてください。



### こんな場合は…？



プリンのカップ



カップと外装フィルムで異なる種類のプラスチックが使われていますが、どちらもプラマーク容器包装物です。



カップラーメン

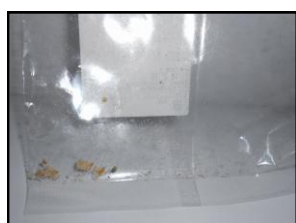


フタは紙製で、外装フィルムがプラマーク容器包装物です

### ②汚れを取り除く

- 汚れが付いているとリサイクルできません。目で見て汚れがわからない程度にふき取ったり水ですすいだりしてください。汚れが残ったまま出すと、せっかくきれいにした他のプラマーク容器包装物にまで汚れが移ってしまいます。

### 中身を使い切る、異物を取り除く



中を軽くすすぐ（洗剤で洗う必要はありません）



ちょっと一工夫

- 汚れを落とすのに使う水は、洗い物の残り水などを利用しましょう。水も大切な資源です。

汚れが落ちないものは？

- 調味料や歯磨き粉のチューブのように中を洗うのが難しいもの、少し洗っただけでは落ちないひどい汚れが付いたものもあります。こうしたものはプラマーク容器包装物として出さずに、”燃やすごみ”として出してください。

### ③袋に入れて出す

- 中身がはっきりと確認できる透明の袋にまとめて入れてください。  
(普段「燃やすごみ」などを出している袋で結構です)



## 収集日は？

- 平成27年1月から週1回収集します。  
指定する曜日の午前8時30分までに出してください。

<b>A地域（岩山・禅定寺・立川・湯屋谷・荒木・奥山田）</b>				
燃やすごみ	燃やさないごみ	資源物		プラマーク 容器包装物
		飲食料缶 ペットボトル	飲食料ガラスびん 紙パック	
毎週 月・木曜日	毎週 火曜日	毎月 第1・3水曜日	毎月 第2・4水曜日	毎週 金曜日

<b>B地域（高尾・郷之口・贅田・銘城台・南・緑苑坂）</b>				
燃やすごみ	燃やさないごみ	資源物		プラマーク 容器包装物
		飲食料缶 ペットボトル	飲食料ガラスびん 紙パック	
毎週 火・金曜日	毎週 月曜日	毎月 第2・4水曜日	毎月 第1・3水曜日	毎週 木曜日

### 3【プラマーク容器包装物Q&A】

Q. どうしてリサイクルが必要なのですか？

A. プラスチックの原料である石油の消費量を節減できます。また、リサイクルできるものはリサイクルすることで、ごみを減量することにつながります。また、ご

みを処理した後の灰や不燃物は、埋立処分地で適正に処理していますが、埋立処分地の容量には限りがあります。そこで、これまでは燃やさないごみとして処理していたプラマーク容器包装物をリサイクルすることで、埋立処分地をより長く使っていくことができ、同時に限りある資源の有効活用につながります。

**Q. なぜ「容器」と「包装」だけがプラスチック分別収集の対象なのですか？**

**A.** 容器包装リサイクル法においては、商品を包んでいる容器や包装をリサイクルの対象としています。プラスチック製であっても、おもちゃやバケツなどの「商品（製品）」は法律の対象外であり、容器包装と合わせたりサイクルができないため、従来通り「燃やさないごみ」として収集します。また、プラスチックをリサイクルするにはお金がかかります。（「缶」とか「ビン」のように売却できません）。その費用負担は、プラマーク容器包装物を製造もしくはそれを使って販売する「事業者」が負担しています。その証として「プラマーク」がつけられていますので、「プラマーク」がついていないものにつきましては、分別の対象外となります。

**Q. 汚れはどのくらいきれいにすればいいのですか？**

**A.** 中身を使い切ってから、洗い物の残り水などで軽くすすいで、中身が落ちる程度（目で見てわからない程度）で構いません。汚れが取れない場合は、燃やすごみに出してください。

**Q. どうして汚れが落ちないプラマーク容器包装物を燃やすごみにするのですか？**

**A.** 食品や油汚れがついたものは異臭や衛生害虫などの発生源になりやすいため、衛生面に配慮して焼却処理とします。

**Q. プラスチックを燃やしても大丈夫ですか？**

**A.** 塩素を含むプラスチックなどを低温で燃やすとダイオキシン類などの有害物質が発生する可能性があります。現在の焼却工場は高温でごみを燃やし、有害物質の除去設備も整っているため、人の健康に影響を与える濃度の有害物質が外部に出ることはありません。

**Q. 今まで分別収集していた食品発泡トレーや発泡スチロールはどうしたらいいのですか？**

**A.** 食材などが入っている発泡トレーは、今回からプラマーク容器包装物装として出してください。また、スーパー等の店頭回収もご利用ください。

**Q. ペットボトルやキャップはどのように分別するのですか？**

**A.** ペットボトルはキャップを外し、これまでどおり”資源物”として出してください。キャップは各地域の公民館等に設置している回収拠点までお持ちいただきますようご協力お願いいたします。

**Q. シールやラベルははがさなければいけませんか？**

A. シールやラベルは簡単にはがせるものだけはがしてください。はがしにくいものはそのまま出していただいて結構です。

**Q. 集められたプラマーク容器包装物はどのようにリサイクルされるのですか？**

A. 処理施設でリサイクルに適したものを選別、梱包します。梱包されたものは日本容器包装リサイクル協会が指定するリサイクル業者に引き渡され、新たなプラスチック製品の材料や製鉄に必要な化学原料などとして使われます。その際に家庭から出されたプラマーク容器包装物に汚れや異物などリサイクルできないものがたくさん入っていると、輸送や選別、異物の処理等にたくさんの費用がかかることとなりますので、汚れのすすぎ洗いや拭き取りにご協力いただき、汚れの取れないものは燃やすごみに出してください。

**Q. プラマーク容器包装物と思われるものでも、プラマークの表示が無い場合はどのようにリサイクルされるのですか？**

A. ドレッシングのフタなど、本体と分離してしまう構造のものは、本体（ラベル）のみにマークがついていることが多いので表示の確認をお願いします。また、プラマーク容器包装物であってもマークの表示が難しい素材（発泡スチロール、ミカンのネット、緩衝材）などには表示が免除されていたり、業務用のものや、商品と一体となっていると判断される容器（CD や DVD の本体とケースなど※保管時に必要）はリサイクルの対象外となります。同じでも判断がつかない場合は町へお問い合わせください。

## 4 【ごみの減量化・再資源化にご協力ください】



### ■古紙回収にご協力ください

古紙（段ボール、新聞、雑誌等）は、燃やすごみに出さずに、区・自治会等で取り組んでいただいております集団回収にお出しいただきますようお願いいたします。また、飲食料缶・紙パック回収についても地域の集団回収をご利用ください。

回収日時の変更などについては、各地域の自治会・実施団体へお問い合わせください。

地域・取組団体	排出・集積場所	回収日
高尾	公民館	第3日曜日



郷之口(贄田含む)		ごみ収集ステーション	第1木曜日、第3日曜日
銘城台		各戸	第1日曜日
荒木		各戸	第2・4土曜日
南		ごみ収集ステーション	第2日曜日、第4木曜日
岩山	全域(岩山西子供会)	ごみ収集ステーション	第2・第4金曜日
	隠谷・丸山(岩山東子供会)	各戸	
緑苑坂		各戸	第2・4日曜日
禅定寺		ごみ収集ステーション	第3日曜日
立川		各戸	第2・4木曜日
湯屋谷		会館	第3日曜日
奥山田		ごみ収集ステーション	第2日曜日
宇治田原むく福社会		施設内	業者と調整し決定する

### ■廃食油・ペットボトルキャップの回収にご協力ください

廃食油（使用済み天ぷら油）・ペットボトルキャップは、下記の回収拠点までお持ちください。回収した油は軽油の代替燃料にリサイクルされます。植物性油以外のラードなどの動物性油や常温で固形化する油は回収できません。ペットボトルキャップはコンクリートパネル等にリサイクルされます。

地域・取組団体	回収場所	回収日
高尾	高尾公民館	毎日 終日
郷之口(贄田含む)	郷之口会館	毎日 9時から16時
銘城台	銘城台自治会館	第1日曜日 9時から12時
荒木	荒木公民館	毎日 終日
南	南公民館	第2日曜日 9時から17時
	切林公民館	
	符作公民館	
	名村公民館	
岩山	岩山公民館	毎日 終日
	長山会館	
	隠谷会館	

緑苑坂	緑苑坂自治会館	毎日 終日
禅定寺	禅定寺会館	毎日 終日
立川	糠塚公民館	第2日曜日 9時から12時
	大道寺公民館	第3日曜日 9時から17時
	平岡公民館	第3日曜日 9時から17時
湯屋谷	湯屋谷会館東側	毎日 終日
奥山田	奥山田会館裏	毎日 終日
町	役場	開庁日 8時30分から17時
	住民体育館	

## 注目!!



### ■簡単・快適にちょこっとエコライフ

～ご自分のライフスタイルに合ったものを購入し、手軽にエコしてみませんか～  
 生ごみ処理機、雨水タンク購入補助をご利用ください。

今年度から雨水貯留施設（雨水タンク）も補助の対象となりました！

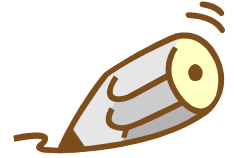
【補助対象】 生ごみ処理機やコンポスト容器、雨水タンク

【補助金額】 購入金額の半額を補助します（20,000円を上限）

## ご協力よろしくお願ひします。



メモ



---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

**お問い合わせ**

宇治田原町建設・環境課 環境係  
〒610 - 0289  
京都府綴喜郡宇治田原町荒木西出 10  
TEL 0774 - 88 - 6639  
FAX 0774 - 88 - 3231  
E-mail [junkan@town.ujitawara.kyoto.jp](mailto:junkan@town.ujitawara.kyoto.jp)  
URL <http://www.town.ujitawara.kyoto.jp//>

# プラマーク容器包装物の分別収集にともなうごみの分け方

《平成26年12月まで》

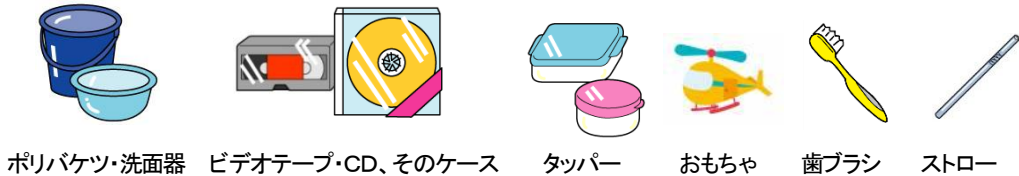
《平成27年1月から》



## プラマーク容器包装物の対象外のもの

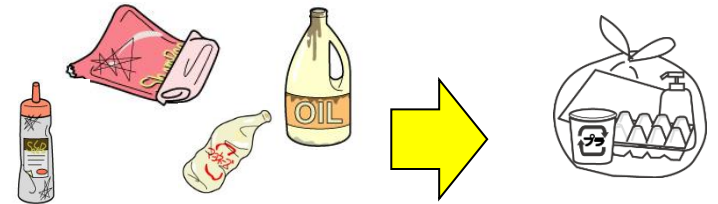
### プラスチック製の製品そのもの

プラスチック製でも、それ自体が製品である場合は対象外です。従来どおり「燃やさないごみ」で出してください。



プラマークが  
付いていても

※ 洗っても汚れの取れないものは「燃やすごみ」!



汚れの取れないプラマーク

「燃やすごみ」へ